

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1751号

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則を廃止する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則（規則第6-1671号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。